

東松教保発第 1118004 号

令和 2 年 1 1 月 1 8 日

社会福祉法人若萌会
理事長 佐藤 翼 様

東松山市長 森田 光



社会福祉施設等指導監査の結果について（通知）

児童福祉施設の運営につきましては、日頃より御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付け、社会福祉法第 5 6 条第 1 項及び子ども・子育て支援法第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、実施した指導監査（実地指導）の結果、別紙「指導事項及び改善報告書」のとおり改善を必要とする事項が認められました。

「1 指導事項」について該当はなく、「2 注意事項」のみの該当であるため、文書による報告は不要ですが、改善に取り組んでください。

担 当 子ども未来部保育課 徳江

電 話 0493-21-1407（直通）

F A X 0493-23-2239

指導事項及び改善報告書

| | | | | | |
|-----|---------------|------|-----|------|------------|
| 法人名 | 社会福祉法人 若萌会 | 施設種別 | 保育所 | 監査期日 | 令和2年11月11日 |
|-----|---------------|------|-----|------|------------|

1 指導事項

次の指導事項については、改善措置を講じるとともに、改善報告書を提出してください。

| | 指 導 事 項 | 改 善 報 告 欄 |
|---|---------|-----------|
| 1 | 特になし | |

2 注意事項

次の注意事項については、改善報告書の提出は不要ですが、改善に取り組んでください。

| | 注 意 事 項 |
|---|---|
| 1 | 役員及び評議員の報酬について、「報酬規程」に記載の金額と、実際に支給されている報酬額に、源泉徴収税額分のずれが生じていますので、「報酬規程」又は支給額を見直し、修正してください。 |
| 2 | 「重要な役割を担う職員」に該当する、第二みどり保育園の施設長の選任については、本来、理事会の決議が必要となるところ、理事会への報告のみで終わっていますので、今後、「重要な役割を担う職員」の選任等の際は、必ず理事会の決議を経てください。 |
| 3 | 直近の理事長変更（重任）の登記について、「変更が生じたときから2週間以内」の登記が必要なところ、1か月以上経過していますので、今後の各変更の登記の際は注意してください。 |
| 4 | 直近の資産の総額の登記について、「毎事業年度の末日から3か月以内」の登記が必要なところ、5か月以上経過していますので、今後の資産の総額の登記の際は注意してください。 |
| 5 | 重要事項説明書は、事務所内保管ではなく、施設の見やすい場所に掲示してください。 |